

広島県教育委員会訓令第1号

本 庁  
地 方 機 関  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年二月十日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

技術員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技術員の給与に関する規程（平成二十一年広島県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六」に改める。

別表第一に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の98.33を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（施行規定）

2 この教育委員会訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。